

# 清瀬市消費生活センターだより

No.88 (令和元(2019)年11月)



へづちゃん

## ちえのわ

消費生活相談

**消費生活に関するさまざまな相談を専門の相談員がお受けしています**

相談できる  
トラブルは？

- ・悪質商法の被害に遭った
- ・ある製品を使ってけがをしてしまった
- ・商品の品質やサービスに疑問がある
- ・契約にあたり、不安や疑問がある
- ・ハガキや封書で身に覚えの無い請求を受けた



相談をすると  
どんなことが  
できるの？

消費生活センターの窓口で相談を受けるのは、消費者問題について専門の知識を持った消費生活相談員です。トラブルに遭った本人からの聞き取りなどにより問題点を整理し、事業者との自主交渉の方法や具体的な解決策などについて助言します。自主交渉が難しいと判断される場合は、相談員が事業者との間に入って交渉のお手伝い（斡旋）を行います。

相談内容によっては、専門の相談機関をご案内します。受け付けた相談は、消費者被害の未然防止や拡大防止のデータとして活用します。

- ◆消費生活センターは市役所の機関です。
- ◆相談は無料です。
- ◆市内にお住まいの方、在勤、在学の方はどなたでもご利用できます。
- ◆個人情報を守られます。匿名での相談も可能です。



消費者のための相談  
窓口です。事業者の  
方の相談はお受けで  
きません。

相談の受付

相談受付時間 平日 午前10時～午後4時（午前10時～正午 午後1時～4時）  
相談専用電話 042-495-6212

### 今後の講座のお知らせです。ぜひご参加ください！

- 11月20日（水）知って得する「年金講座」意外と知らない遺族年金のしくみ 満員御礼！
  - 11月22日（金）貨幣博物館と東京証券取引所見学バスツアー お陰様で定員いっぱいとなりました
  - 12月 3日（火）年末年始スッキリ お正月に向けてキッチンをピッカピカに！
  - 12月11日（水）終活講座⑤ 相続が「争続」にならないために～相続法の改正を受けて～
- 2020年
- 1月22日（水）終活講座⑥ 知って安心！遺言書の書き方（仮案）
  - 1月29日（水）「どうする？日本の水道」映画上映と内田聖子さんトーク
- 詳細は市報をご覧ください。



# 消費生活相談の現場から

## 注文した覚えの無い荷物が届いたら放置していいの？



### 【事例】

高齢の母宛に荷物が届いた。母に聞くと自分は注文しておらず、全く身に覚えが無いと言う。一方的に送りつけられた荷物なので1ヶ月ほど放置していたところ、送付主の事業者から督促状が届いた。督促状にはこのまま支払わないと債権回収を弁護士に依頼すると書かれている。注文していないのに支払わないとならないのか。

### 【アドバイス】

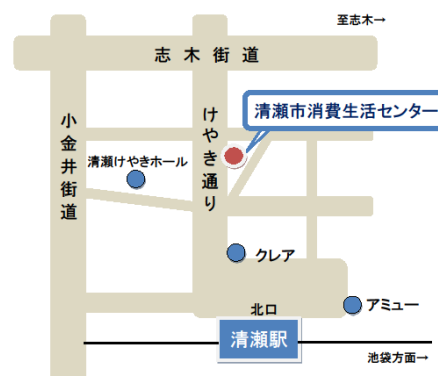
人は年齢とともに記憶力が低下する傾向にありますが、このようなもの忘れとは別に「注文した覚えが無い」「商品を見ても思い出せない」ということであれば認知症の可能性もあります。事実確認のためセンターから事業者へ問い合わせたところ、当該商品はテレビショッピングで販売しており、テレビを見た本人から電話注文を受けたことが判明しました。高齢者が注文した覚えが無いと主張しても、送りつけ商法だと決めつけず念のため中身を確認し、必要であれば送付の経緯を事業者にお問い合わせましょう。一方で事業者からの督促状をそのまま放置すると法的措置が取られることもあります。今回はセンターから解約申し出を行い、返品に応じてもらえました。しかし一般的には通信販売では商品に問題がない限り消費者からの一方的な解約は認められず、事業者の決めた返品のルールに従うことになります。不明点があれば消費生活センターにご相談してください。

## 清瀬市消費生活センター

〒204-0021 東京都清瀬市元町1-4-17  
【電話】 042(495)6211  
【FAX】 042(495)6221  
【開館時間】 午前9時～午後10時（月～土曜日）

### 消費生活相談

【相談専用電話】 042(495)6212  
【相談時間】 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）  
午前10時～午後4時（正午～午後1時を除く）



使用済み小型家電回収ボックスがあります。対象は20品目です。

※目の不自由な方のために「ちえのわ」の音訳CDを製作しています。ご希望の方はご連絡ください。

【編集・発行】 清瀬市消費生活センター 清瀬市消費生活センター運営委員会  
【問い合わせ】 清瀬市消費生活センター（電話）042(495)6211

# 「公的年金制度」をきちんと知り、 自分のたちの老後に備えましょう！

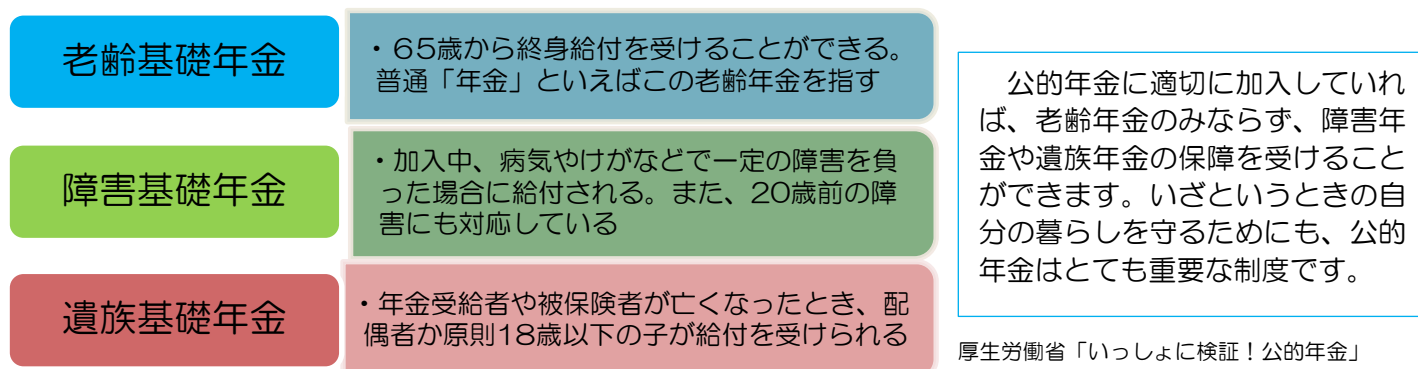
## 公的年金制度とは

現在の年金制度は、1961 年誕生しました。高度経済成長期の最中で日本の社会が大きく変わりつつあった時代です。都市化や核家族化が進み、それまでの日本では当たり前だった家族や親族で暮らしを支え合う仕組み（私的扶養）が難しくなり、社会全体で公平に支え合う仕組み（社会的扶養）が必要になったのです。

老後への経済的な備えだけが年金の目的であれば、働いて得た収入から、コツコツとお金を貯めておけばよいのではないかと思われるかもしれませんが、一家の大黒柱が病気やケガで障害を負って働けなくなったり、亡くなったりすることもあるかもしれません。こうした想定外のリスクにも対応できるのも公的年金の大きな特色です。

生じるリスクに応じて、公的年金は3つの種類に分けられます。

図 1 公的年金の種類（基礎年金）

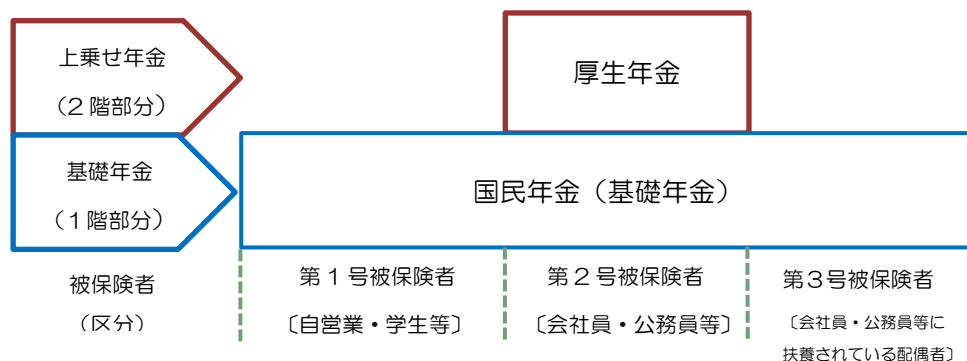


## 公的年金のしくみ

日本の公的年金は「国民皆年金」です。原則 20 歳以上 60 歳未満で日本に住んでいる人は、**全員が国民年金に加入**します。国民年金には種別が設けられており、会社員や公務員は第 2 号被保険者、第 2 号被保険者に扶養される配偶者は第 3 号被保険者、2 号・3 号に該当しない自営業者が第 1 号被保険者になります。保険料については、第 1 号被保険者は毎月定額の国民年金保険料を自分で納付。第 2 号被保険者は給与・賞与に規定の保険料率を乗じた額が天引きされます。負担は勤務先と折半です。第 3 号被保険者は保険料の個人負担がありません。

老後の年金を受け取るためには、受給資格期間を満たすことが必要です。2015 年 8 月に加入期間が 25 年から 10 年に短縮され、これにより 64 万人もの人が無年金から救済されたといわれています。国民年金からは保険料の納付期間等に応じて老齢基礎年金が支給されます。年金額は 20～60 歳まで 40 年間保険料を納めた場合で年額約 78 万円です。厚生年金からは加入期間と給与・賞与の平均額に比例した老齢厚生年金が支給されます。平均的な収入（賞与込みの月額換算 42.8 万円）で 40 年間加入した場合、年額約 110 万円です。「ねんきんネット」（日本年金機構ホームページ）では自分の年金見込額を確認・試算できます。50 歳以上になると「ねんきん定期便」に詳細な見込額が記載されます。

図 2 公的年金のしくみ





## 年金額を増やすには

老齢年金の支給開始年齢は65歳ですが、受給開始時期を遅らせることによって年金額を増やすことができ「繰り下げ」といいます。66歳以降に請求を行うことができ、1か月繰り下げごとに年金額が0.7%増額されます。最長5年間繰り下げられ、最大で42%増額することができます。老齢基礎年金を**最大5年間繰り下げた場合、およそ82歳頃**で受給総額が本来の額を上回ることになります。

図3 受給開始時期によって増減する年金額

金額は厚生労働省のモデル世帯「夫婦2人分」のうち夫の年金額を対象に計算。本来の受給開始年齢が65歳の人の場合（2019年度）



公的年金の他にも老後の生活を支えるための上乘せ年金が存在します。第1号被保険者が加入できる国民年金基金や個人型確定拠出年金（iDeCo（イデコ））、勤め先によっては確定給付企業年金や企業型確定などの企業年金拠出年金、あるいはそれがない会社勤め会社員や公務員、または専業主婦が任意で加入できる個人型確定拠出年金（iDeCo（イデコ））といったものです。いずれも、税制優遇などの措置がとられ、老後に向けた自助努力として積極的に活用したい年金制度です。

公的年金は、未納のままでは、もしもの際に困るのは自分自身です。とはいえ、収入の減少や失業などにより、一時的に保険料を納付できない状況の時は国民年金の保険料は「免除制度」があり、全額や一部が免除になります。免除の内容に応じて受け取れる年金額は少なくなりますが、申請が承諾されれば、その間も年金の受給資格期間としてカウントされ、いざというときには、障害年金や遺族年金の保障を受けることもできます。また、50歳未満の人で前年所得が一定額以下の場合や学生の場合には、「納付猶予」を適用することもできます。免除と同様に、年金の受給資格期間としてカウントされます。

統計によると、清瀬市でも90歳以上の高齢者が約1000人となり、待ったなしの人生100年時代が到来しています（平成29年6月）。長くなった老後を支えるのに欠かせない公的年金の仕組みを知り、人生をより豊かにするために心と知識、お金の準備が大切です。

## 自動通話録音機の無償貸出をしています！

**電話による特殊詐欺**（オレオレ詐欺や還付金詐欺など）や消費者被害を

未然に防止するため、自動通話録音機の無償貸出をしています。

対 象：市内に住所を有する65歳以上の方が居住する世帯。

申し込み：平日の午前9時から午後5時までの間に防災防犯課防犯係、または消費生活センターへ



清瀬市防災防犯課防犯係 042-497-1848

清瀬市消費生活センター 042-495-6211

※身分証明書（健康保険証や運転免許証など）が必要です。

※お越しになる前には電話で在庫をご確認ください。